逆引振替に関する規則

（逆引振替の依頼）

第１条　逆引振替に関する特約（以下「特約」という。）において逆引通知店として指定された取引先（当座勘定規定第１条の２の取引先をいう。以下同じ。）は、当該特約において被逆引店として指定された取引先の当座勘定から一定の金額を引落し、これを自己の当座勘定に入金することを、日本銀行に依頼することができる。ただし、その依頼（以下「逆引通知」という。）は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して行うものとする。

２．逆引通知店は、逆引通知を行う場合には、予め被逆引店にその旨を連絡するものとする。ただし、逆引通知店および被逆引店が同一の営業所等である場合には、この連絡を要しない。

（逆引通知に関する当座勘定取引日銀ネット利用規則の準用）

第２条　当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則（以下「当座勘定取引日銀ネット利用規則」という。）第４条の規定は、逆引通知ならびに日本銀行がその受信した逆引通知の電文に基づき行う当座勘定の引落および入金（以下「逆引振替」という。）について準用する。この場合において、同規則第４条中「振替依頼」とあるのは「逆引通知」と、同条中「振替」とあるのは「逆引振替」と読替えるものとする。

（事務処理の通知に対する異議の連絡）

第３条　逆引通知店が当座勘定取引日銀ネット利用規則第６条第１項の規定による通知を受信した場合において、当該通知の内容について異議のあるときにおける同条第２項の規定の適用については、同項中「日本銀行」とあるのは「日本銀行および被逆引店（逆引通知店および被逆引店が同一の営業所等である場合を除く。）」とする。

（手数料の支払義務）

第４条　日本銀行との間で特約を結んだ者（以下「特約先」という。）は、逆引振替に関して日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行に支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第５条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または特約先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第６条　日本銀行は、逆引振替の有する機能に鑑み、その適切な利用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（解約等）

第７条　日本銀行または特約先は、１か月の予告期間をもって特約を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により、特約先にあっては被逆引店の勘定店（当座勘定規定第１条の２の勘定店をいう。）に対し、行うものとする。

２．日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該特約先との特約を解約し、または当該特約先による逆引振替の利用を一定期間制限することができる。

（１）特約先がこの規則に違反したとき。

（２）特約先が第５条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。

（３）特約先が第６条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。

（４）当座勘定取引日銀ネット利用規則第１２条第２項各号に掲げるいずれかのとき。

（５）その他逆引振替の円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき。

（逆引振替の取扱いの廃止）

第８条　日本銀行は、逆引振替の取扱いを行う必要がないと認めた場合には６か月の予告期間をもってすべての特約先との特約を解約することができる。

２．前項の場合において必要な事項は、日本銀行が定める。

（規則の改正）

第９条　日本銀行は、逆引振替の有する機能に鑑み、その適切な利用を確保するため、必要ある場合は、この規則を改正することができる。